

(案)

業 務 委 託 契 約 書

沖縄県知事 玉城康裕（以下〔甲〕という。）が次の物件の業務委託を依頼し、
（以下〔乙〕という。）がこれを撤去処分することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

1. 件 名 工業技術センター研究機器処分業務委託
2. 場 所 工業技術センター（沖縄県うるま市州崎12番2）
3. 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
4. 契約金額 ￥－

うち取引に係る消費税額及び地方税額 ￥－

（注）「取引に係る消費税額及び地方税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められるときは免除する。

第1条 上記契約に関して、この契約条項のほか、仕様書及び指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は、物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは全て乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において、検査に立会うものとする。乙は立会いをしないときは検査結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は速やかに修繕しなければならない。

第5条 乙は、引き渡された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物品の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。

第6条 乙が、前条の物品の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引渡すことができないときはその理由を詳記して期間延長の願い出をすることができる。

- 2 前項の願い出は、履行期間内にしなければならない。

- 3 甲は第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し第10条の違約金を免除することができる。

(案)

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。

第9条 乙は業務の完成前に、出来形部分並びに作業現場に搬入済みの工事材料等に相応する代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は1回までとする。

2 乙は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は作業現場に搬入済みの工事材料等の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

第10条 乙は、履行期間内で引渡ししないときは、遅滞日数に応じた未済部分の契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができ、乙に損害が生じてもこれを賠償することは要しない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第12条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数字にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除

(案)

対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第13条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について第三者に委託（外注・下請含む。以下「再委託」という。）する場合はこの限りでない。

- 2 乙は、甲が別添委託業務仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を再委託してはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託をしてはならない。
- 4 乙は、再委託するときは、10日前までに再委託承認申請書（様式第3号）を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）事後の承認申請が認められる場合

別添委託業務仕様書で指定した再委託することのできる業務等の履行を再委託する場合で、事前に承認手続を行うことが困難な場合は、例外的に事後の承認申請を行うことができる。この場合、当該申請書の提出期限は、第2条で定める実施計画書の提出日までとする。

（2）再委託承認申請を要しない場合

別添委託業務仕様書で指定したその他、簡易な業務の履行を再委託する場合。

国・他の地方公共団体、その他の公共団体又は独立行政法人等を委託先とする場合や、委託先がこれらの団体等に再委託を行う場合。

- 5 乙は、再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、承認を得て再委託を受けた者（以下「再委託者」という。）と約定しなければならない。
- 6 乙は、第4項により再委託した業務の履行及び再委託者の行為について全責任を負うものとし、再委託者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は再委託者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団構成員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第15条 乙は、引き渡された上記物件が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡

(案)

された物件の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。

- 2 乙が前項の物件の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第16条 この契約履行中に生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は撤去処分を中止させることができる。

第18条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第19条 乙は、廃棄物について、廃棄物処理法その他関連する法令等を遵守するとともに、乙の責任において適切に処分すること。

第20条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、撤去処分上当然必要なものは甲の指示に従い乙の負担で施工するものとする。

第21条 乙は、この契約条項のほか沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義が生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書二通を作成し、双方記名押印の上、各自一通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
氏名